

J R 運賃 精神障害者割引制度の導入のお知らせ

令和7年4月1日より、J Rグループにて運賃の精神障害者割引制度が導入となります。割引の乗車券類は、令和7年4月1日から発売されます。

対象となる方（手帳に「第1種」または「第2種」の表示が必要です。）

精神障害者保健福祉手帳（旅客鉄道株式会社旅客運賃減額 第1種または第2種の記載のあるもの）をお持ちの方

第1種：精神障害者保健福祉手帳1級
第2種：精神障害者保健福祉手帳2級または3級

※お持ちの手帳が以下の場合、割引が適用になりません。

- ・有効期限の切れた手帳
- ・顔写真が貼られていない手帳
- ・第1種、第2種の記載がない手帳

割引の概要

対象者	割引乗車券の種類	割引率
第1種 精神障害者の方と介護者の方	普通乗車券	5割
	回数乗車券	
	普通急行券	
	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く。）	
12歳未満の第2種 精神障害者の方と介護者の方	定期乗車券 （小児定期乗車券を除く。）	5割
第1種 精神障害者の方および第2種 精神障害者の方（おひとりで利用）	普通乗車券 ※片道100Kmを超える区間	5割

※介護者の方も割引を受ける場合、手帳をお持ちの方と介護者の方は、同一区間の乗車券の購入が必要です。また、割引となる介護者の方は1名です。

精神障害者保健福祉手帳に第１種または第２種の記載を希望する方へ

手帳を新たにご申請、手帳の更新のご申請をしていただくと、「第１種」または「第２種」の記載がされた手帳をお渡しします。

現在、顔写真が貼られた手帳をお持ちで、手帳の更新前に記載を希望する方は、土浦市障害福祉課職員にお申し出ください。窓口にて、お持ちの手帳に「第１種」または「第２種」のスタンプを押印し、お渡しします。

顔写真が貼られていない精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方へ

顔写真１枚（１年以内に撮影されたもので、サイズは縦４ｃｍ×横３ｃｍ）をご用意の上、土浦市障害福祉課にて再交付の申請をしてください。手帳の発行までには約２か月かかります。

有効期限内の精神障害者保健福祉手帳をお持ちではない方へ

土浦市障害福祉課で申請をしてください。手帳の発行までには約２か月かかります。また、有効期限内の手帳をお持ちの方は、有効期限の末日の３か月前から更新の申請ができます。

<必要書類>

- ① 精神障害者保健福祉手帳用診断書または年金証書
※年金証書は、精神障害を事由に障害年金を受給している方のみ
- ② 精神障害者保健福祉手帳用申請書
- ③ 顔写真１枚（１年以内に撮影されたもので、サイズは縦４ｃｍ×横３ｃｍ）
- ④ マイナンバーが分かる書類（マイナンバーカードや個人番号カードなど）

お問い合わせ

○割引の内容や、ご利用方法について
→ＪＲへお問い合わせください。

○手帳の申請方法、手帳への旅客鉄道株式会社旅客運賃減額の記載について
→土浦市障害福祉課へお問い合わせください。

〒３００－８６８６ 土浦市大和町９番１号

☎０２９－８２６－１１１１（内線２４５４・２３６５）